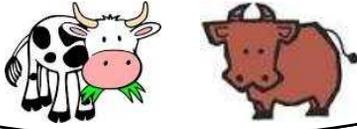


衛生だより

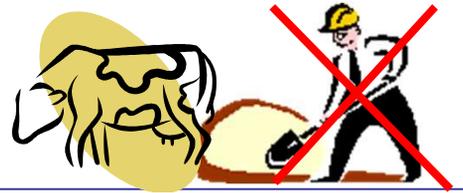


千葉県北部家畜保健衛生所
東部・北部家畜防疫獣医師会
〒287-0004 香取市岩ヶ崎台12-1
Tel : 0478-54-1291 Fax : 54-5996
夜間・休日緊急(転送されます)
(公社)千葉県畜産協会
〒260-0021 千葉市中央区新宿1-2-3

死亡家畜の処理は適正に行いましょう!

家畜の飼養者は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」および「化製場等に関する法律」に従い、家畜の死体を適切に処理しなければなりません。死亡畜は必ず死亡畜の処理運搬業者へ連絡し、適切に処理してください。

- 1、死体は自己所有地であっても埋却してはいけません。
- 2、子牛であっても埋却してはいけません。
- 3、定期報告書で報告している「埋却地」は、通常死亡家畜の埋却に使用してはいけません。



〈廃棄物の処理及び清掃に関する法律〉

動物の死体は産業廃棄物にあたります【第二条】

事業者は、廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません【第三条】

これら廃棄物をみだりに捨てることは禁止されています【第十六条】

〈化製場等に関する法律〉

死亡獣畜の解体、埋却または焼却は、死亡獣畜取扱場以外の施設又は区域で行う事は禁止されています【第二条】

家畜の様子がおかしいと思ったら…

北部家畜保健衛生所 Tel.0478-54-1291 Fax.0478-54-5996

夜間・休日は転送されますので、必ず5回以上コールしてください

今一度、ご確認ください！！



死亡牛のBSE検査体制について

① **96か月齢以上**の死亡牛

② 48か月齢以上の起立不能を示す死亡牛

例：死亡前に歩行困難、起立不能などであった牛

③ 全月齢のBSEを疑う症状のある死亡牛

例：興奮しやすい、音や光・接触等への過敏な反応、牛群内での序列の変化、搾乳時の持続的な蹴り、頭を低くし柵等に押しつける動作の繰り返し、扉や柵等の障害物におけるためらいなどの行動変化があった牛

 上記①～③については、
BSE検査を行う必要があります！

牛が死亡した際の届出について

● (独)家畜改良センターへ届出 (Web、電話、FAXなど)

【届出内容】 自分の農家コード
牛の個体識別番号
死亡の年月日

※ 死亡牛の処分先のコード

※ 死亡牛を化製場、家畜保健衛生所などに引き渡した場合、
引渡し先(処分先)のコード番号が必要です。

通常の死亡牛→化製場のコード
病性鑑定を実施した場合→1431